

価値創造を支える 経営基盤

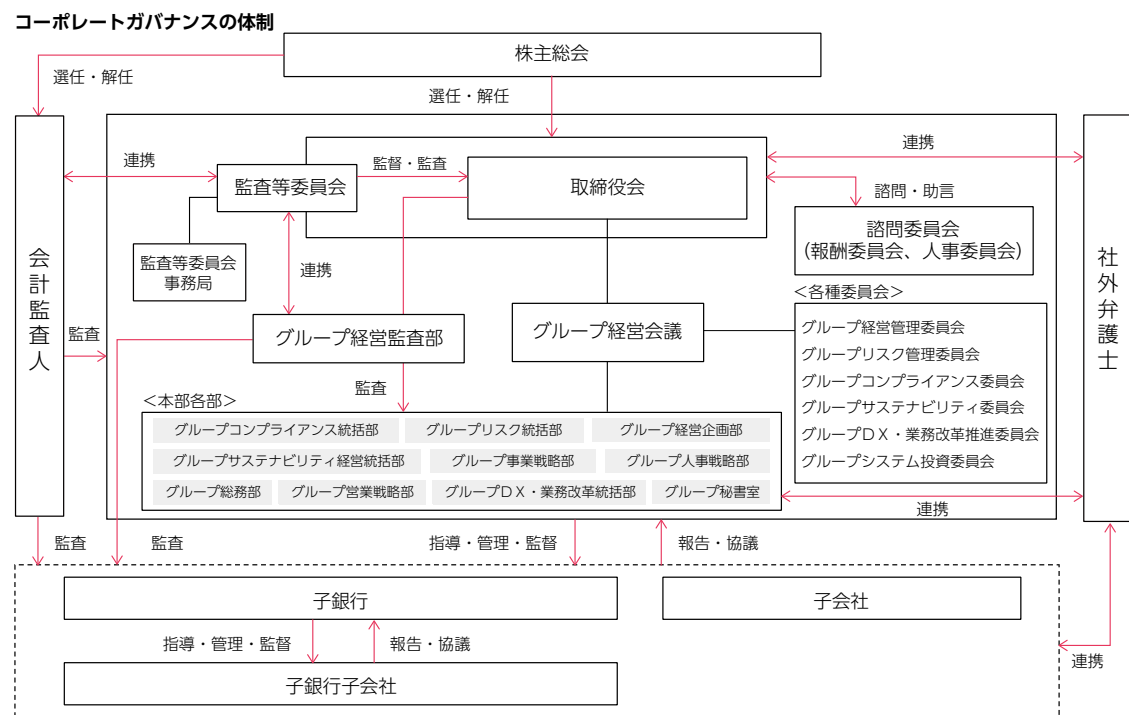
CONTENTS

コーポレートガバナンス	103
役員一覧.....	111
リスク管理	113
サイバーセキュリティ	117
コンプライアンスの取組み	119

■ コーポレートガバナンス

基本的な考え方

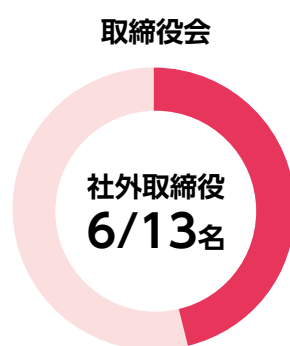
当社は、経営理念の3つの要素のうち「PURPOSE」において「金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します」と定めています。お客さま、地域社会、従業員、株主などあらゆるステークホルダーからの信頼をより確かなものとし、地域金融グループとして地域社会の発展に貢献していくため、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的とした実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築を経営の最重要課題のひとつとして、その強化・充実に取り組んでいきます。



取締役会

当社の取締役会は、原則として毎月開催し、法令で定められた事項および経営に関する重要事項等業務執行について協議・決議し、取締役の職務執行の監督を行います。なお、取締役の総数は13名であり、うち社外取締役は6名となります。このうち、監査等委員でない取締役の総数は9名であり、うち社外取締役は3名です。また、監査等委員である取締役の総数は4名であり、うち社外取締役は3名です。

また、取締役会には、取締役の報酬に係る事項の協議を行う機関として「報酬委員会」、および取締役の選任・解任に関する事項を協議する機関として「人事委員会」の2つの諮問機関を設置し、社外取締役が各委員会の委員（各委員会は社外取締役が委員長）に就任し、決定プロセスの客観性・透明性を高めています。



2025年度取締役会における主な議題	
経営に関する事項	・経営方針【決議】 ・中期経営計画KGIの修正【決議】 ・業績予想および配当予想の修正【決議】 ・新事業の開始および子会社設立【決議】
サステナビリティに関する事項	・サステナビリティの取組状況【報告】 ・あいちフィナンシャルグループ人権方針の見直し【決議】
コーポレート・ガバナンスに関する事項	・取締役会の実効性評価【決議】 ・政策保有上場株式の縮減目標／政策保有株式の保有に係る検証【決議】
リスク・コンプライアンスに関する事項	・グループコンプライアンス・プログラムの策定【決議】／進捗状況【報告】 ・リスク概況について【報告】
DXに関する事項	・デジタル人材育成計画の策定【決議】 ・DX推進計画の見直し【決議】

監査等委員会

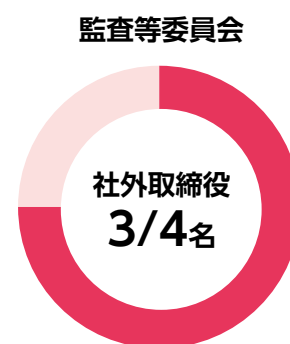
監査等委員会は、原則毎月開催し、法令、監査等委員会規程などに従い、取締役の職務執行の監査・監督を行います。監査等委員である取締役は4名であり、うち3名は社外取締役であります。

監査等委員会監査に関する事項は、監査等委員会で策定する「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」などに定めるとともに、監査等委員である取締役が、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、監査等委員は、グループ経営管理委員会、グループサステナビリティ委員会など重要な会議に出席し、議案内容などの検証を行うとともに業務執行に対する監査・監督を行います。

常勤の監査等委員は、原則隔月開催されるグループコンプライアンス委員会、グループリスク管理委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか法令等遵守ならびにリスク管理の状況について監督を行います。

会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査については、有限責任あずさ監査法人（指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池ヶ谷正、山田昌紀以下公認会計士14名、会計士試験合格者など7名、その他45名）と監査契約を締結しています。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

なお、監査等委員会と内部監査部門（グループ経営監査部）および会計監査人（有限責任あずさ監査法人）は、定例的な会合を行い情報を共有するなど、緊密な連携を図る体制としています。



グループ経営会議および各種委員会

取締役会のもとに、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および業務分掌を担う執行役員で構成するグループ経営会議を設置しており、原則として毎週開催しています。グループ経営会議は、取締役会から委任を受けた事項などについて協議または決定を行うほか、取締役会が取締役に委任した事項について審議を行い、意思決定の透明性および公平性を確保しています。

グループ経営会議には、社外取締役および監査等委員が参加して、必要に応じて意見を述べることできる体制としています。

また、当社グループの業務執行に関する重要な事項について、組織横断的な各種委員会を設置し、経営陣の関与を高めながら、法令等遵守および収益管理など経営に関する重要事項を幅広く議論しています。

各種委員会の目的

グループ経営管理委員会	当社グループの経営方針、経営計画、総合予算、営業施策、人員計画、ALMなどの経営に係る重要な事項について協議すること。
グループリスク管理委員会	当社グループの各種リスクの管理に係る方針、体制・手法に関する事項、各種リスクの状況・分析に係る事項について協議すること。
グループコンプライアンス委員会	当社グループの厳格な業務運営を確保するため、コンプライアンス統括、情報管理、顧客保護などの統括、ならびにその他関連事項について報告を受け、または協議すること。
グループサステナビリティ委員会	グループ全体のサステナビリティ向上を図ることを目的とし、サステナビリティに関する戦略立案、およびその取組みにおける統括・進捗管理について協議すること。
グループDX・業務改革推進委員会	デジタル技術を活用した新たなビジネスモデル創出やDXによる業務改革に関する計画の策定・推進、DX関連サービス・商品の取組みについて報告を受け、協議すること。
グループシステム投資委員会	当社グループのシステム投資に関する検討・検証を行い、グループシステム化推進計画およびグループシステム投資計画の策定・見直しについて協議すること。

取締役候補者の選任および取締役の解任に関する方針・基準などについては、当社グループのHPをご覧ください。
<https://www.aichi-fg.co.jp/company/governance/>

実効性評価の取組み

当社は、毎年、取締役会の実効性を自己評価・分析するとともに、その評価結果を踏まえた課題や強化項目を共有し、さらなる取締役会の実効性向上を図ることとしています。

自己評価・分析については、第三者機関の助言を得ながら以下の方法で実施し、集計結果を踏まえたうえで、取締役会において分析・評価を実施しました。

実施方法

- 全取締役（監査等委員を含む）を対象に匿名でのアンケートを実施
- 客観性・透明性を確保するため第三者機関へ直接回答
- 第三者機関による説明会において、前回比較や他社比較から得られる当社の課題の分析・評価や改善策について議論を実施

主な評価項目			
取締役会の構成・運営	取締役に対する支援体制	経営戦略・経営計画	
株主（投資家）との対話	指名・報酬	トレーニング	社外取締役のパフォーマンス

2025年度の取締役会実効性評価結果の概要

- (1) 結論

分析・評価の結果、取締役会の実効性は確保されていると判断いたしました。
- (2) 2024年度の実効性評価結果における課題の改善状況
 - 審議項目数の適切性および審議時間の確保、データやデジタル技術による価値創出のビジョンについての議論が課題として認識されました。
 - これらの課題に対する改善点として、取締役会で審議を必要とする項目を見直し、審議項目数は取締役会1回あたり平均10.7件（2024年度）から7.9件（2025年度）へと減少しました。また、2025年に新設したグループDX・業務改革推進委員会にて、取締役会でのDX推進計画やデジタル人材育成計画の策定についての決議に向けて、グループ全体のDX化に向けた推進体制や人材育成方針に関する議論を深めました。
- (3) 2025年度の実効性評価結果における分析・課題
 - 今回のアンケート結果から特に評価できる点は、会社が持続的な成長を実現できるようなKPIを適切に設定していることや、株主（投資家）との対話の状況について取締役会へのフィードバックが十分になされていることがあげられます。
 - 今回のアンケート結果から抽出された課題は以下のとおりです。
 - ①前年度に引き続き審議項目数の適切性（前年度より継続課題）
 - ②子会社の取締役会の審議状況を踏まえてグループ全体の経営戦略・経営計画などを十分に議論し決定しているか
 - ③中核人材の多様性確保に関する考え方や、目標・育成方針などを適切に議論しているか
- (4) 評価結果・課題を踏まえた今年度の対応
 - 前年度に引き続き課題としてあげられた審議項目数の適切性の維持や審議時間の確保に向けた改善策としては、承認事項の再検討、決議事項・報告事項の見直し、決議事項・報告事項以外に審議事項（年度を通じて継続審議する事項）の新設、などを検討しています。これに伴い、審議項目数の適切性を維持し、審議時間を十分に確保できるものと考えています。これにより、今年度新たに課題として認識されたグループ全体の経営戦略・経営計画等および、中核人材の多様性確保や目標・育成方針などについて、より深い議論が可能となり、評価の改善につながると考えています。
 - 引き続き、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、取締役会の機能強化に努めます。

社外取締役の選任理由

氏名	監査等委員	独立役員	選任の理由
松野 恒博		●	トヨタ自動車グループの要職を歴任後、名古屋大学にも特任教授・CPO（Chief Project management Officer）・総長戦略本部大学強化企画室長の立場で関与され、当社グループのあいち銀行社外取締役（監査等委員）としても経営の監督機能を発揮いただいております。上場企業での企業統治、財務会計ファイナンス分野の豊富な知識・経験を有し、客観的視点での的確な助言・提言、ガバナンス強化機能を発揮いただくことを期待しております。なお、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
拝郷 寿夫		●	名古屋鉄道株式会社で財務、グループ事業の業務に携わり要職を歴任後、グループ企業においても経営の中枢を経験されました。上場企業における財務、グループ戦略、企業統治全般への豊富な知識・経験を有し、客観的視点での的確な助言・提言、ガバナンス強化機能を発揮いただくことを期待しております。なお、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
織立 敏博		●	日本銀行において調査部門、決済インフラ部門、人事労務部門などでの要職を歴任後、日証金グループの経営の中枢を経験されました。金融・資本市場に関する高度な知識・経験、また海外プロジェクトなど豊富な国際経験も有し、客観的視点での的確な助言・提言、ガバナンス強化機能を発揮いただくことを期待しております。 なお、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
村田 知英子	●	●	名古屋国税局などでの要職を経験され、現役の税理士としての深い見識を活かし、当社の税務・会計・財務分野の正確性や透明性確保に向けた提言と、経営の監督機能を発揮いただくことを期待しております。なお、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
我妻 巧	●	●	TISインテックグループにおける経営中枢での経験から培われたIT・システム分野の深い見識を活かした提言と、監査役経験に基づく経営の監督機能を発揮いただくことを期待しております。 なお、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
板倉 麻子	●	●	名古屋テレビ放送株式会社などにおける経営中枢での経験や、現役の社会保険労務士・中小企業診断士として培われた人事労務・法務分野の深い見識に基づく提言と、経営の監督機能を発揮いただくことを期待しております。 なお、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。

当社取締役（監査等委員である者を含む）の専門性・経験等（スキル・マトリックス）

当社では、当社グループが掲げる経営ビジョンの「PURPOSE」「MISSION」「VALUE」ならびに第2次中期経営計画の実現に向け、取締役会全体として備えるべきスキルのうち、特に重要度が高いスキルを選定し、人事委員会で審議のうえ、決定をしています。当社取締役の専門性・経験などは以下のとおりです。

取締役（社外取締役を除く）

氏名	役職	専門性・経験等						
		企業経営/ グループ経営/ サステナビリティ	財務/会計	コンプライアンス/ リスク管理	人財/DE&I	地域貢献	DX戦略	コンサルティング・ ソリューション
伊藤 行記	代表取締役社長執行役員	●	●	●		●	●	
早川 誠	代表取締役常務執行役員	●	●	●				
吉川 浩明	代表取締役常務執行役員	●	●		●	●	●	
鈴木 武裕	取締役常務執行役員	●				●	●	●
石川 恵一	取締役執行役員	●	●	●	●	●		
北川 敏之	取締役執行役員	●	●	●				
岡庭 隆志	取締役（監査等委員） 【常勤・社内】	●					●	

取締役（社外取締役）

氏名	役職	専門性・経験等					
		企業経営	財務/ 会計/税務	法律/ 企業法務	人事労務	行政/ 地方創生	IT/ システム
松野 恒博	取締役【社外】	●	●			●	
拝郷 寿夫	取締役【社外】	●	●			●	
織立 敏博	取締役【社外】	●	●		●	●	
村田 知英子	取締役（監査等委員）【社外】		●			●	
我妻 巧	取締役（監査等委員）【社外】	●	●				●
板倉 麻子	取締役（監査等委員）【社外】	●		●	●		

※「スキル・マトリックス」は、各取締役の役割に照らして各人が有する専門性・経験などから特に貢献が期待される分野を示したものであり、保有するすべての専門性・経験などを表すものではありません。

スキル項目の選定理由

スキル項目 社内取締役

	スキルの選定理由（当社の経営ビジョン／中期経営計画を推進する立場として必要なスキル）
企業経営／ グループ経営／ サステナビリティ	・透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行い、実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築に取り組むとともに、銀行を中核としたグループ一体経営を確立し、銀行業を超えたトータルサポートグループを実現するため、企業経営・グループ経営に関する経験・知見が重要と考えます。 ・気候変動をはじめとした環境保全や、地域における社会課題の解決に貢献し、サステナブルな地域社会の実現を目指すため、銀行業務に紐づくサステナビリティに関する経験・知見が重要と考えます。
財務／会計	・企業価値向上に向けた施策として各財務指標の改善を掲げ、収益性と健全性のバランスを考慮したリスクアセットコントロールを実現するため、財務・会計に関する経験・知見が重要と考えます。
コンプライアンス／ リスク管理	・社会的責任を果たし、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めるため、法令遵守などをはじめコンプライアンスに関する経験・知見が重要と考えます。 ・直面するリスクが多様化するなか、リスク管理は最重要課題です。適正なリスク管理により経営の健全性を確保することを目指すため、リスク管理に関する経験・知見が重要と考えます。
人財／DE&I	・従業員を貴重な人的資本（Human Capital）と捉え、その価値の最大化に向けエンゲージメントの向上を基軸とした人財育成・ダイバーシティ&インクルージョン、健康経営・働き方改革に取り組み、ES経営・健康経営を実践するため、人事・DE&Iに関する経験・知見が重要であると考えます。
地域貢献	・地域中心の営業に徹し、地域密着型金融を推進していくことで、地域金融の円滑化を図り、地域から信頼・期待される金融グループを目指すため、地域貢献・地域活性化に関する経験・知見が重要と考えます。
DX戦略	・対お客さまでの「プラス・デジタル」、対社内での「デジタル・シフト」を掲げてデジタル化を推し進め、サイバーセキュリティを備えた「安全なDX」を実現するため、DX・デジタル企画・推進に関する経験・知見が重要と考えます。
コンサルティング ・ソリューション	・お客さまのニーズが高度化・多様化するなか、多様なソリューションを提供する“コンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルの深化”を基本戦略に掲げているため、コンサルティング・ソリューションに関する経験・知見が重要と考えます。

スキル項目 社外取締役

	スキルの選定理由（中立的・専門的な視野で助言・提言を行う立場として必要なスキル）
企業経営	・銀行業を超えたトータルサポートグループを実現するにあたり、多様な分野における豊富で幅広い企業経営の経験・知見が、当社経営への適切な助言・提言をいただくにあたり重要と考えます。
財務／会計／税務	・収益性と健全性を兼ね備えた経営体制構築に向け、財務・会計・税務に関する専門性、豊富で幅広い経験・知見が、当社経営への適切な助言・提言をいただくにあたり重要と考えます。
法律／企業法務	・コンプライアンス重視の企業風土を醸成するため、法律・企業法務に関する専門性、法曹界における豊富で幅広い経験・知見が、当社経営への適切な助言・提言をいただくにあたり重要と考えます。
人事労務	・ES経営・健康経営実践にあたり、人事・人財開発・労務に関する専門性、豊富で幅広い経験・知見が、当社経営への適切な助言・提言をいただくにあたり重要と考えます。
行政／地方創生	・地域密着型金融を推進するにあたり、行政・地方創生の分野における専門性、豊富で幅広い経験・知見が、当社経営への適切な助言・提言をいただくにあたり重要と考えます。
IT／システム	・DX戦略推進にあたり、IT・システムに関する専門性、豊富で幅広い経験・知見が、当社経営への適切な助言・提言をいただくにあたり重要と考えます。

コーポレートガバナンス

取締役の諮問委員会

取締役会の機能を補完するため、取締役会に取締役の選任・解任に係る事項を協議する機関として「人事委員会」および取締役の報酬に係る事項を協議する機関として「報酬委員会」を設置しています。

独立社外取締役が各委員会の委員（委員長は社外取締役）に就任し、決定プロセスの客観性・透明性を高めています。

	人事委員会	報酬委員会
協議する事項	●取締役の選任・解任に関する事項 ●代表取締役・役付取締役の選定および解職に関する事項 ●その他取締役の人事に関する事項	●取締役の報酬等に関する事項
委員の構成	委員長を社外取締役が務め、委員長含む社外取締役3名と代表取締役2名で構成しております。	
開催回数	6回	3回
主な協議事項	・取締役の選任について ・代表取締役および役付取締役の選任について ・取締役業務分掌および部長職務委嘱について	・取締役の報酬額決定について ・業績連動報酬の支給額決定について ・業績連動報酬制度の見直しについて

開催回数・主な協議事項は2025年度の実績を記載しています。

2025年度の出席状況

		人事委員会		報酬委員会	
委員長および委員		氏名	出席率	氏名	出席率
委員長 委員	社外取締役	江本 泰敏	100%	村田 知英子	100%
	(独立役員)	柴田 雄己	100%	江本 泰敏	100%
		村田 知英子	100%	柴田 雄己	100%
		板倉 麻子	100%	我妻 巧	100%
	代表取締役	伊藤 行記	100%	伊藤 行記	100%
		早川 誠	100%	早川 誠	100%

人事委員会の委員のうち、村田知英子氏は2025年6月27日をもって委員を退任、同日に板倉麻子氏が委員に就任しています。
報酬委員会の委員のうち、柴田雄己氏が2025年6月27日をもって委員を退任、同日に我妻巧氏が委員に就任しています。

役員報酬制度

当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、当社の役員報酬等の額の算定方法の決定に関する方針を定めています。また、当社の主要な連結子法人であるあいち銀行の役員報酬制度においても当社制度と同様の方針を定めています。

基本方針

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能、株主利益との連動性および中期経営計画の達成状況などを踏まえた報酬体系とします。

取締役の報酬体系

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬により構成し、監査等委員である取締役の報酬等については、その職責に鑑み中立性を確保するため、基本報酬のみとしています。

報酬等の種類	取締役 (監査等委員除く)	監査等委員	報酬等の概要
基本報酬	●	●	役位に応じて毎月支払われる報酬
業績連動報酬	●	—	毎年一定の時期に支払われる業績指標を反映した報酬
譲渡制限付株式報酬	●	—	株価上昇および企業価値向上への意欲を高めるための株式報酬

報酬等に関する株主総会の決議

取締役の報酬等の総額を株主総会で決議しています。

対象者	報酬等の種類	報酬等の総額 (年額)	決議機関	決議日
取締役(監査等委員除く)	基本報酬	260百万円	第1期 定時株主総会	2023年6月23日
	業績連動報酬			
	譲渡制限付株式報酬	100百万円		
監査等委員	基本報酬	90百万円		

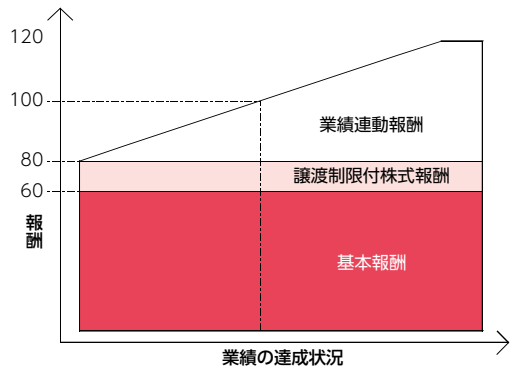
決定プロセス

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、上記の基本方針および報酬委員会規程などに基づき、取締役会の諮問機関である報酬委員会での協議を経て、取締役会の決議で決定しています。監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員会規程などに基づき、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

業績連動報酬の概要

当社の業績連動報酬は、「親会社株主に帰属する当期純利益」と「子銀行のコア業務純益」の達成状況に応じて支給額が変動する制度となっています。

目標値を達成した場合の報酬額を100とした場合、達成状況に応じておよそ±20%になるように制度を設計しています。右図は、業績の達成状況と支給される報酬額の関連性を示したイメージ図になります。



役員報酬制度へのESG関連項目の反映

2026年度以降の業績連動報酬については、中長期的な企業価値向上を図る観点から、反映させる業績指標にサステナビリティへの取組みに掲げている、当社グループが直接受託するコンサルティング支援件数、脱炭素支援件数、ESアンケート（従業員エンゲージメント調査）満足度、戦略リスクリング人財をESG関連項目として追加しています。

役員一覧

あいちフィナンシャルグループ



伊藤 行記

代表取締役社長執行役員
(兼 あいち銀行 代表取締役会長)



1980年 4月 愛知銀行入行 (現あいち銀行)
2010年 6月 同行事務統括部長
2013年 6月 同行取締役業務監査部長
2015年 6月 同行取締役証券外国部長
2017年 6月 同行常務取締役
2019年 6月 同行取締役頭取
2022年 10月 当社代表取締役社長
2025年 1月 あいち銀行取締役頭取
2025年 4月 当社代表取締役社長執行役員
(現任)
2025年 4月 同行代表取締役会長 (現任)
当社担当 グループ事業戦略部 (現任)

早川 誠

代表取締役常務執行役員
(兼 あいち銀行 代表取締役常務執行役員)



1985年 4月 中京銀行入行 (現あいち銀行)
2008年 5月 同行総合企画部長
2011年 6月 同行執行役員総合企画部長
2013年 5月 同行執行役員事務統括部長
2014年 5月 同行執行役員営業統括部長
2016年 3月 同行執行役員リスク統括部長
2018年 4月 同行執行役員総合企画部長
2019年 6月 同行常務執行役員総合企画部長
2022年 10月 当社取締役
2022年 10月 同行取締役常務執行役員
総合企画部長
2025年 1月 当社代表取締役
2025年 1月 あいち銀行常務取締役
2025年 4月 当社代表取締役常務執行役員 (現任)
2026年 4月 同行代表取締役常務執行役員 (現任)
当社担当 グループ経営監査部 (現任)

吉川 浩明

代表取締役常務執行役員
(兼 あいち銀行 取締役常務執行役員)



1985年 4月 愛知銀行入行 (現あいち銀行)
2015年 6月 同行経営管理部長
2017年 6月 同行執行役員総合企画部長
2019年 6月 同行執行役員事務統括部長
2020年 6月 同行取締役
2022年 6月 同行常務取締役
2022年 10月 当社取締役
2025年 1月 あいち銀行常務取締役
2025年 4月 当社取締役常務執行役員
2025年 6月 当社代表取締役常務執行役員
(現任)
2026年 4月 同行取締役常務執行役員 (現任)
当社担当 グループDX・業務改革統括部
(現任)

鈴木 武裕

取締役常務執行役員
(兼 あいち銀行 代表取締役頭取執行役員)



1988年 4月 名古屋銀行入行 (現あいち銀行)
2018年 10月 同行法人営業部長
2019年 6月 同行執行役員法人営業部長
2021年 6月 同行執行役員証券外国部長
2022年 6月 同行上席執行役員営業統括部長
2022年 10月 同行上席執行役員営業企画部長
2023年 6月 当社業務統括部長
2023年 6月 同行取締役営業本部長
2024年 4月 当社営業戦略部長
2024年 6月 当社取締役
2025年 1月 あいち銀行取締役営業本部長
2025年 4月 当社取締役執行役員
2025年 4月 同行代表取締役頭取執行役員
(現任)
2026年 6月 当社取締役常務執行役員 (現任)

石川 恵一

取締役執行役員
(兼 あいち銀行 取締役常務執行役員)



1988年 4月 愛知銀行入行 (現あいち銀行)
2019年 6月 同行執行役員証券外国部長
2021年 6月 同行執行役員総合企画部担当部長
2022年 6月 同行上席執行役員総合企画部長
2022年 10月 当社合併推進部長
2023年 6月 当社監査部長
2023年 6月 同行上席執行役員監査部長
2024年 6月 同行取締役監査部長
2025年 1月 あいち銀行取締役監査部長
2025年 4月 当社常務執行役員
2025年 4月 同行取締役常務執行役員 (現任)
2026年 6月 当社取締役執行役員 (現任)
当社担当 グループ人事戦略部、グループ総務部
(現任)

北川 敏之

取締役執行役員
(兼 あいち銀行 取締役執行役員)



1991年 4月 愛知銀行入行 (現あいち銀行)
2024年 4月 当社経営企画部長
2024年 4月 同行総合企画部長
2025年 1月 あいち銀行総合企画部長
2025年 4月 当社グループ経営企画部長
2025年 4月 同行執行役員総合企画部長
2026年 4月 同行取締役執行役員 (現任)
2026年 6月 当社取締役執行役員 (現任)
当社担当 グループ経営企画部、グループサステ
ナビリティ経営統括部 (現任)

松野 恒博

取締役 (社外)



1980年 4月 トヨタ自動車工業株式会社
(現トヨタ自動車株式会社) 入社
2009年 1月 同社財務部 部長
2012年 6月 アイシン・エイ・ダブリュ株式会社
(現株式会社アイシン) 常務取締役
2013年 6月 同社取締役・専務執行役員
2014年 6月 同社代表取締役副社長
2021年 4月 国立大学法人東海国立大学機構
資金運用管理委員会委員 (現任)
2022年 6月 愛知銀行取締役監査等委員
(社外) (現あいち銀行)
2025年 4月 国立大学法人東海国立大学機構
名古屋大学特任教授・CPO・総長
戦略本部大学強化企画室長 (現任)
2026年 6月 当社取締役 (社外) (現任)

拝郷 寿夫

取締役 (社外)



1981年 4月 名古屋鉄道株式会社入社
2006年 6月 株式会社ミヤコー (現宮城交通株
式会社) 取締役財務部長
2012年 6月 名古屋鉄道株式会社取締役
2014年 6月 同社常務取締役グループ統括本部
副本部長 兼 事業企画部長
2016年 6月 同社代表取締役専務
グループ統括本部長
2018年 6月 同社代表取締役副社長
2020年 6月 名鉄観光サービス株式会社
代表取締役副社長
2021年 6月 同社代表取締役社長
2024年 4月 同社取締役
2026年 6月 当社取締役 (社外) (現任)

織立 敏博

取締役 (社外)



1980年 4月 日本銀行入行
2008年 4月 同行決済機構局長
2009年 11月 同行券務局長
2010年 6月 同行総務人事局長
2012年 6月 日本証券金融株式会社常務取締役
2016年 6月 同社専務取締役
2018年 6月 日証金信託銀行株式会社
代表取締役社長
2025年 6月 同社非常勤特別参与 (現任)
2025年 12月 株式会社インソース社外監査役
(現任)
2026年 6月 当社取締役 (社外) (現任)

岡庭 隆志

取締役 (監査等委員)
(兼 あいち銀行 取締役 (監査等委員))



1991年 4月 愛知銀行入行 (現あいち銀行)
2020年 6月 同行事務統括部長
2022年 6月 同行執行役員事務統括部長
2024年 6月 同行上席執行役員事務統括部長
2025年 1月 あいち銀行上席執行役員事務統括
部長
2025年 4月 当社グループコンプライアンス・
リスク統括部長
2025年 4月 同行上席執行役員コンプライア
ンス・リスク統括部長
2026年 4月 同行上席執行役員
2026年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)
2026年 6月 同行取締役 (監査等委員) (現任)

村田 知英子

取締役 (監査等委員) (社外)
(兼 村田知英子税理士事務所 所長)



1982年 4月 名古屋国税局入局
2015年 7月 大垣税務署 署長
2016年 7月 名古屋国税局調査部
調査開発課長
2017年 7月 同局総務部会計課長
2018年 7月 同局総務部次長
2019年 7月 名古屋中税務署 署長
2020年 8月 村田知英子税理士事務所 所長
(現任)
2022年 6月 愛知銀行取締役 (監査等委員)
(社外) (現あいち銀行)
2022年 10月 当社取締役 (監査等委員) (社外)
(現任)
2023年 6月 キムラユニティー株式会社
社外監査役 (現任)

我妻 巧

取締役 (監査等委員) (社外)



1981年 4月 株式会社インテック入社
2013年 4月 同社執行役員第二金融
ソリューション事業本部長
2015年 6月 北国インテックサービス株式会社
常務取締役 総務部長
2016年 6月 同社代表取締役社長
2018年 4月 株式会社インテック
常務執行役員 中部地区本部長
2019年 4月 同社常務執行役員
北陸産業事業本部長
2021年 6月 同社常勤監査役
2022年 10月 当社取締役 (監査等委員) (社外)
(現任)

板倉 麻子

取締役 (監査等委員) (社外)
(兼 オフィス板倉麻子代表)



1983年 4月 名古屋テレビ放送株式会社入社
2004年 2月 同社執行役員・局長
2005年 10月 同社執行役員・局長
コンプライアンス室 室長
2008年 6月 同社社長室付 株式会社名古屋
テレビ事業 専務取締役
2016年 6月 株式会社名古屋テレビ事業
専務取締役
2021年 7月 同社顧問(現任)
2022年 2月 オフィス板倉麻子代表
(特定社会保険労務士・中小企業
診断士事務所) (現任)
2023年 6月 当社取締役 (監査等委員)
(社外) (現任)
2024年 6月 愛知時計電機株式会社
取締役 (社外) (現任)

執行役員

川畑 徹志

常務執行役員
(兼 あいち銀行 取締役執行役員)

坂本 達哉

常務執行役員
(兼 あいちFGリソース 代表取締役社長)

尾関 学

常務執行役員
(兼 あいち銀行 取締役執行役員)

森田 辰浩

上席執行役員
(兼 あいち銀行 上席執行役員)

リスク管理



当グループを取り巻く環境は、国内では「金利のある世界」が定着しつつあるなか、金利変動が預貸金・有価証券運用・資金繰りに与える影響がこれまで以上に大きくなっています。また、海外では地政学的リスクの長期化、各国の金融政策の方向性の違いを背景とした為替・市場の変動、サプライチェーンの分断など、企業活動の前提そのものが変化しています。加えて、自然災害の激甚化やサイバー攻撃の高度化など、経営の継続性に直結するリスクも増大しており、地域金融機関として、平時からの備えと危機対応力（レジリエンス）の重要性が一段と高まっています。こうした環境認識のもと、当グループでは統合的なリスク管理体制のもとで、適切なリスク評価に基づく管理を行いながら、リスク管理の高度化を図る取組みを進めています。

当グループは、「金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します」をパーパスとして掲げ、堅実経営と地域からの信頼を価値観の中核に据えています。私たちのリスク管理は、単に損失を回避するための取組みにとどまるものではなく、金融仲介機能を安定的に発揮し、地域のお客さまの挑戦・成長・飛躍を支え続けるための取組みでもあります。

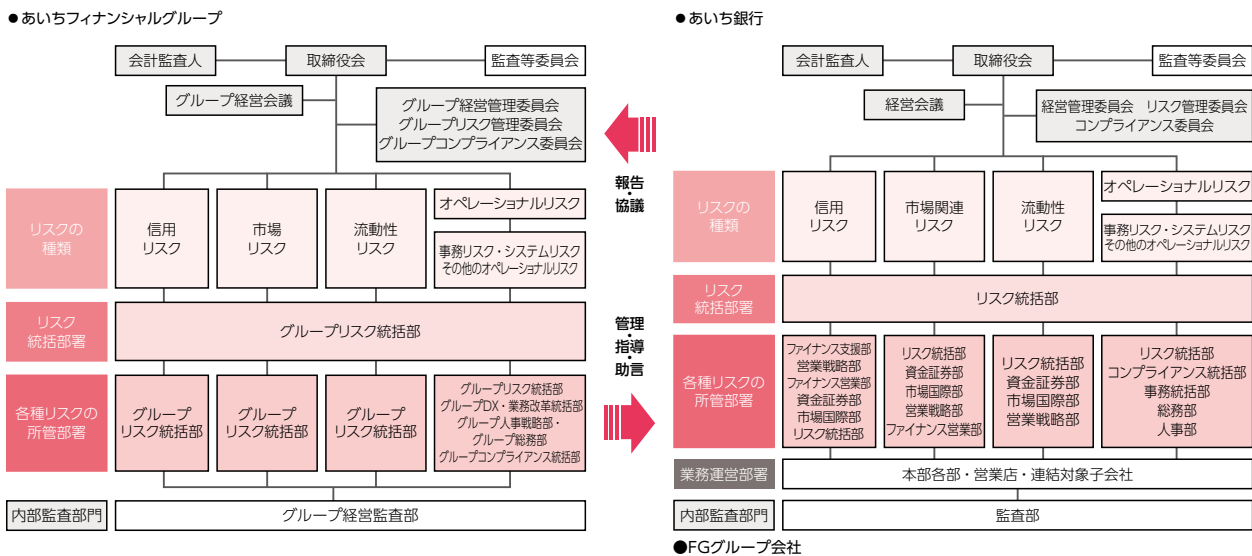
今後も、統合的リスク管理の高度化を通じて、愛知県No.1の地域金融グループを目指していきます。

あいちフィナンシャルグループ
常務執行役員
(グループコンプライアンス統括部・
グループリスク統括部担当)

川畑 徹志

リスク管理方針

当グループは、お客さま・地域社会・従業員・株主などあらゆるステークホルダーの信頼をより確かなものにし、地域金融グループとして地域社会の発展に貢献していくため、リスク管理をグループ経営上の最重要課題のひとつと位置づけています。当グループの直面するリスクに関して、リスクの種類毎に評価したリスクを総体的に、当グループの経営体力と比較・対照していく自己管理型のリスク管理である「統合的リスク管理」を行い経営の健全性を確保しています。この統合的リスク管理には、気候変動などのサステナビリティに関するリスクも含まれており、各種会議体などで経営陣も含めて協議しています。



あいちフィナンシャルグループリスク管理方針

当グループでは、リスク管理の高度化のため、毎年「あいちフィナンシャルグループリスク管理方針」を取締役会で決定し、重点的に対応すべき事象を共有しています。今年度、決定した主な事象は以下のとおりです。

事 象	対 応 事 項
サイバーセキュリティ管理態勢の強化	サイバーセキュリティの重要性認識を踏まえ当グループでの管理体制構築
信用リスク管理態勢の強化	お客さまの十分な実態把握に基づく信用リスク管理や、分析を強化した審査・管理態勢の整備
市場リスク管理の強化	投資商品のリスク特性に応じた管理の強化
BCP体制の構築	訓練などを通じた当グループの危機対応体制の実効性向上

BCP（業務継続計画）について

大地震、大規模風水害および感染症のパンデミック（世界的大流行）などの危機時においても、被災地域の住民への現金供給や決済システムを維持することは、地域金融機関としての社会的な責任であると考えており、あいち銀行では、その責任を果たすために、BCPを作成しています。

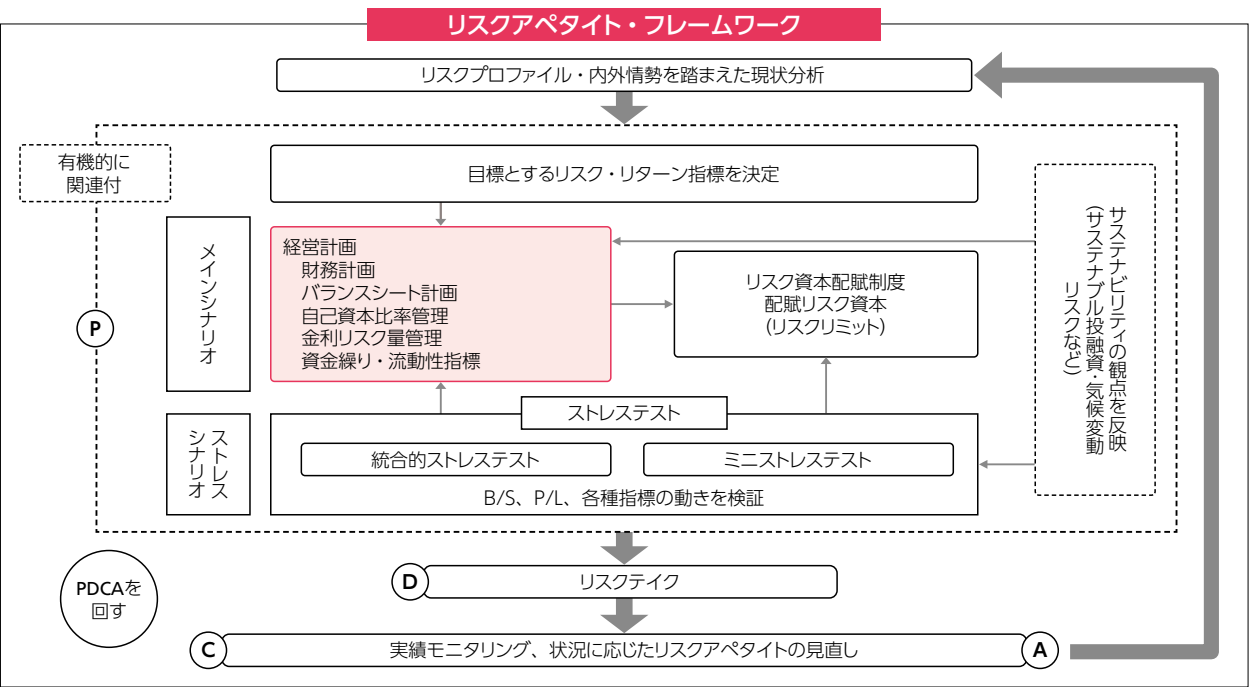
BCPに基づき、業務継続体制の実効性向上のために毎年アクションプランを見直しています。さらに、BCPの実効性を高めるために、定期的に業務継続訓練を実施しています。

業務継続訓練の主な項目	
津波避難訓練	安否確認訓練
台風・大雨防災対応訓練	現金センター代替拠点立ち上げ訓練
バックアップシステム立上訓練	サイバー攻撃対応訓練
システム障害訓練	感染予防措置の訓練

リスクアペタイト・フレームワークについて

当グループでは、経営ビジョンを実現するため、「リスクアペタイト」としてリスクの種類と総量を明確化し、これを起点に「収益・リスク・資本」を統合的に捉えた経営管理やリスク管理を行う「リスクアペタイト・フレームワーク（RAF）」を導入しています。

RAFに基づき、リスクを適正に管理しつつ期待リターン の獲得に向けて、サステナビリティ（サステナブル投融資・気候変動リスクなど）の観点を反映しながら途切れなくPDCAサイクルを回すことで、「収益・リスク・資本」を一定範囲で適切に管理・運営し、収益機会拡大と資本のバランスの最適化を図ります。



リスク管理

リスクの特定と管理体制

当社グループは、認識するリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」に分類し、各種リスク毎に所管部署を定めて管理するとともに、各種リスクの統括部署としてグループリスク統括部を設置し、当社グループ全体のリスク状況を把握しています。

把握したリスク状況は、定期的開催されるグループリスク管理委員会で報告し、適切なリスク管理の運営を行うとともにリスク管理の高度化に取り組んでいます。

また、あいち銀行において新規の商品・サービスを導入するにあたっては、各種リスク所管部署が事前に内在するリスクを特定・評価しています。各種リスク所管部署が特定・評価したリスクは、リスク統括部がリスクの種類・程度のみならず、

信用リスク管理体制

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスクです。

当社グループでは、「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスク管理の基本方針を定め、与信取引を通じて発生する信用リスクの量を制御し、適切な信用リスク管理と必要な体制整備を行うこととしています。

信用リスク管理の基本方針として、当社グループとしての

市場リスク管理体制

市場リスクとは金利、有価証券などの価格、為替などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し当社グループが損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し当社グループが損失を被るリスクです。

当社グループでは、「市場リスク管理規程」を制定し、業務上発生する市場リスクのカテゴリー毎に、計測し得るリスク量

流動性リスク管理体制

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

リスクをモニタリング・管理可能かなどの観点から総括し、必要に応じて各種会議体などで経営陣も含めて新規の商品・サービスの導入について検討しています。

リスク管理活動を適切に実施するため、取締役会では、定期的または必要に応じて、リスク管理状況に関する報告・調査結果などを踏まえ、リスク管理方針の有効性を検証し、適時見直すこととしています。これらの検証結果を踏まえ、毎年度、リスク管理方針を策定し、取締役会で決定しています。また、監査等委員とは異なるグループリスク統括部担当役員は当社グループのリスク管理の状況を的確に認識し、代表取締役および取締役会などへ報告しています。

公共的使命と社会的使命に基づき、法令やルールを厳格に遵守することとしています。また、特定の業種または特定のグループに対する信用リスクの集中を防止し分散を図ること、適正な信用リスク管理が実施されるよう知識、経験などを踏まえた適切な人財配置を行うとともに、研修などの充実により人財育成を図り、より高度なリスク管理と適切な組織の管理体制を目指すことも定めています。

を適切に把握し、一定の範囲内で効率的な資金の運用・管理を行うとともにリスク管理能力の向上に努めています。

市場リスクの管理においては、VaRやBPVなどを計測しており、VaRでは捉えきれないリスクについても認識できるように、定期的にストレステストを実施し、グループリスク管理委員会へ報告しています。

当社グループでは、「流動性リスク管理規程」を制定し、効率的で安定した資金繰りを行うとともに、市場の混乱などに備え、平常時・懸念時・危機時を想定し、状況に応じたグループベースの流動性危機管理の体制を整備しています。

また、健全性確保のため換金性の高い流動性資産を一定以上確保することとしており、遵守状況は、グループリスク管理委員会へ報告しています。

オペレーショナルリスク管理体制

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス、役職員の行動が不適切であること、もしくはシステムが正しく機能しないこと、または外生的事象により、直接的または間接的に当社グループが損失を被るリスクです。

当社グループでは、バーゼル銀行監督委員会が公表している「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」で示されている「3つの防衛線」の考え方に則ったリスク管理体制を構築しています。「オペレーショナルリスク管理規程」を制定し、オペレーショナルリスクを発生原因に応じて複数のリスクカテ

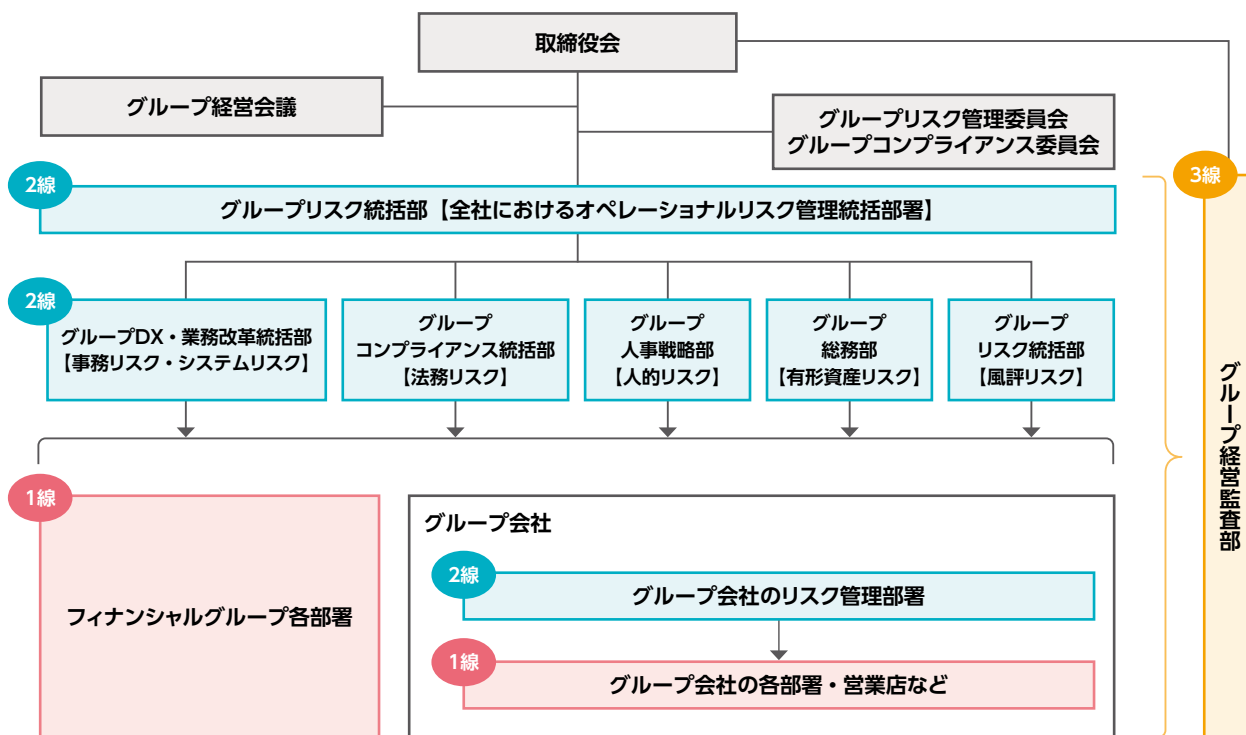
ゴリーに区別し、各リスクカテゴリーにはリスク所管部署を設定し、グループリスク統括部がオペレーショナルリスク全体を統括管理しています。

さらに、各リスクカテゴリーの管理規程を整備し、内部損失データの収集・分析などを通じて、オペレーショナルリスク管理体制の強化に取り組んでいます。

また、当社グループの法務リスクを統括するグループコンプライアンス統括部担当役員は法務リスクに関する事項を定期的に取り締役会へ報告しています。

当社グループが管理対象とするオペレーショナルリスクの種類と定義

事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	・コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い損失を被るリスク ・コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク（サイバー攻撃によるものを含む）
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇などの問題）・差別的行為から生じる損失・損害を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスク
法務リスク	顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置ならびに和解などにより生じる罰金、違約金および損害賠償金などを含む）を被るリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布などにより、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスク



サイバーセキュリティ

当社グループでは、高度化・巧妙化するサイバー攻撃による被害からお客さまを守るため、サイバーセキュリティ対策の改善や強化に取り組んでいます。

システムの安全性を確保しつつ、デジタル技術を活用した金融サービスの拡充や業務改革を推進し、お客さまへ質の高い金融サービスを提供することを目指しています。

サイバーセキュリティガバナンス

経営陣の関与

当社グループでは、サイバーセキュリティリスクを経営の重要課題のひとつと位置づけ、経営主導でサイバーセキュリティ対策を実施しています。

体制面では、グループDX・業務改革統括部がグループ全体のサイバーセキュリティ態勢を管理しており、グループ内での適時な事象の共有のほか、リスクの特定・防御、事象発生時の検知・対応、早期の復旧・解決に向けた態勢の整備や対

策を行うことを情報セキュリティ管理規程などにて定めています。また、脅威や外部動向を踏まえたセキュリティ対策および各種施策の取組状況について、定期的にグループのリスク管理委員会へ報告する体制となっています。

さらに、これらの報告内容については、状況変化に応じて適宜グループ経営会議および取締役会にも報告しています。

インシデント対応体制

当社グループでは、関連部署で組織されたサイバーセキュリティに対応する専門チーム「CSIRT」をあいち銀行に設置し、最新の攻撃手口に関する情報収集やモニタリング、脆弱性診断の実施による定期的な点検、当局などが主催する訓練への参加を通じて、有事に備えた態勢の強化に努めています。実際にサイバー攻撃事案が発生した場合は、CSIRTが中心となって迅速に社内への情報共有と初動対応を行うほか、状況

に応じて経営陣の指揮の下に危機管理対策本部を設置し、緊急に対策を講じる態勢を構築しています。

また、あいち銀行は2023年度にNTTデータが基幹系システムを運営する地銀共同センター参加行およびMEJAR参加行で構成される「CMS-CSIRT」を共同設立し、参加行のセキュリティ部門との関係構築を図るとともに、共同訓練・勉強会の開催を通じたセキュリティ態勢の強化に取り組んでいます。

CMS-CSIRTの概要

メンバー	
地銀共同センター 参加行 13 行 <地銀共同センター> NTT データが構築、運営する地方銀行・第二地方銀行向け基幹系共同センター	活動内容 - セキュリティ部門の交流促進 - 参加者間の情報共有の促進 - 勉強会の開催 - 共同でのセキュリティ対応訓練や演習 - 共同でのセキュリティ対策実現を目指した調査・検討など
MEJAR 参加行 6 行 < MEJAR > NTT データが構築・銀行が主体で運営する地方銀行・第二地方銀行向け基幹系共同センター	
NTT データ	

第三者評価

サイバーセキュリティ対策の強化として、内部監査部門によるシステム監査はもとより、第三者によるサイバーセキュリティ態勢評価などを利用し、判明した課題の改善に向けた継続的な取組みを実施しています。

サプライチェーンリスクへの対応

近年、サプライチェーンの脆弱性を突いたサイバー攻撃が大きな脅威となっています。グループ全体のサイバーセキュリティ態勢の構築が喫緊の課題であると捉え、定期的な対策会議の開催に加え、グループ会社のサイバーセキュリティ態勢向上に向けた活動支援を積極的に実施しています。

また、当社グループが業務の全部または一部を外部委託する場合には、委託先選定時の適格性評価に加えて契約以降もセキュリティレベルが維持されていることを定期的に検証しています。

アクセス制御とデータの保護

当社グループでは、社内の情報を適切に管理するため、システムによって所属や役職に基づいたアクセス制御を実施しています。

また、電子メールを用いて外部に資料を送信する際の牽制機能を導入するほか、許可されていない外部記録媒体の利用制御、業務用パソコンのログ収集を実施するなど、不正なアクセスや外部への情報漏えい防止に向けたシステムを構築

しています。

そのほか、お客さまにご利用いただくインターネット上のサービスについては、不正なアクセスを早期に検知するシステムの導入や、お客さまの端末からインターネットバンキングに接続する際の通信を暗号化するなどの対策を実施し、お客さまに安心してお使いいただけるようさまざまな取組みを行っています。

教育・啓発

社員向けの教育・訓練

当社グループの全社員を対象として定期的なサイバー障害訓練を実施しているほか、社員のメールリテラシー向上を目的とした標的型攻撃メール訓練を年に複数回実施しています。

また、教育については、昨今のサイバー攻撃の事例や情報資産の安全性を確保するための内容などを題材として、CSIRTメンバーによる当社グループ全体への勉強会の開催、外部機関によるシステム部門新任担当者や、経営層などのさまざまな階層に応じた各種セミナーを活用し、サイバーセキュリティ

の教育を行っています。

さらに、サイバーセキュリティに限らないデジタルリテラシーの向上を目的として、「ITパスポート」・「G検定」・「情報セキュリティマネジメント」の受験をあいち銀行の行員に推奨し、対策講座の開講や能力開発奨励金の支給など、資格取得を目指す行員への支援を行っています。

お客さま向けの啓発活動

近年急増しているフィッシング詐欺などの金融犯罪への対策として、あいち銀行のホームページにて収集した金融犯罪の情報をお客さま向けの注意喚起情報として発信しています。

詳細はあいち銀行のHPをご覧ください。

<https://www.aichibank.co.jp/>



■ コンプライアンスの取組み

当社グループでは、マテリアリティに「ガバナンスの強化」を掲げ、コンプライアンスを重要課題のひとつと位置づけています。「コンプライアンス基本方針」のもと、当社グループ全社員が一丸となってコンプライアンス態勢の充実に努めています。

コンプライアンス体制

当社グループでは、コンプライアンスに関わる事項についてグループコンプライアンス統括部を統括部署としています。グループコンプライアンス統括部担当役員がコンプライアンスに関する責任者として、コンプライアンスに関する企画立案や浸透状況のモニタリング、コンプライアンスに関するグループ会社支援などを行い、重大な事案については取締役会などに報告しています。

具体的には、「コンプライアンス基本方針」と、遵守すべき法令や行動を分かりやすく解説した「倫理・行動憲章」を制定し、全社員に内容の周知徹底を図っています。また、全社員の教育として、コンプライアンス研修を継続的に実施するなどコンプライアンスの徹底に努めています。

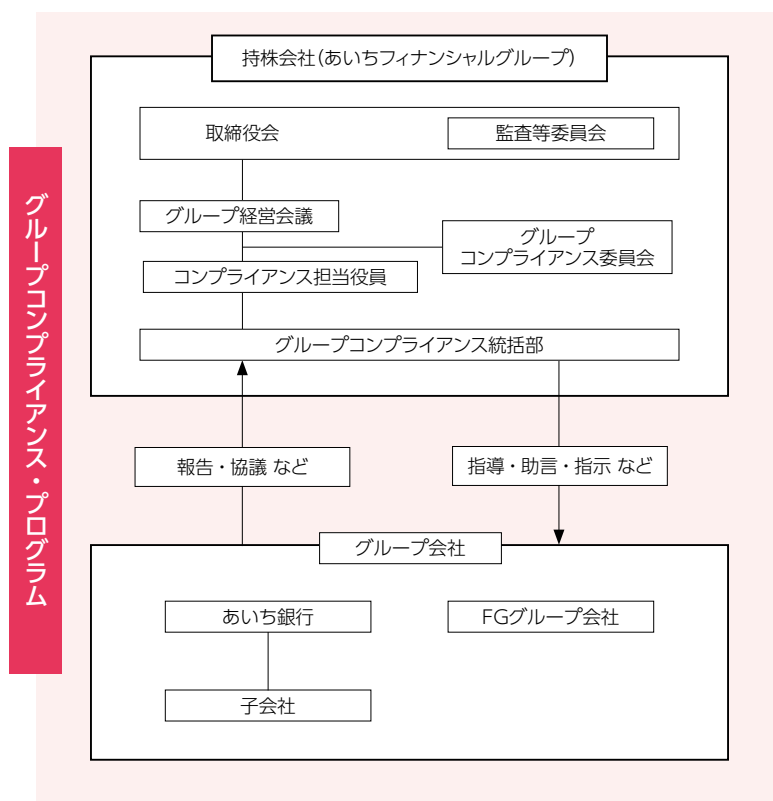
また、法令違反行為が発生した場合は、実態を調査し再発防止策を講じたうえで、グループコンプライアンス委員会および取締役会に報告しています。

当社グループでは、全社員が高い倫理観を持ち、コンプライアンスに則り行動するための指針や、具体的な取組計画である「グループコンプライアンス・プログラム」を取締役会で決定し、その進捗をフォローするとともに、定期的にその有効

性を検証しています。また、グループコンプライアンス・プログラムについては、その遵守状況を確認し、違反事項を特定しています。2026年度のグループコンプライアンス・プログラムでは、「コンプライアンス意識の醸成、グループ管理態勢の構築」、「不祥事防止態勢の強化」、「顧客保護等管理態勢の強化」、「情報管理態勢の強化」、「AML/CFT態勢の高度化（反社会的勢力との関係遮断を含む）」などへの取組みに注力しています。

社長、取締役、執行役員、部長、グループ会社代表者などが出席する「グループコンプライアンス委員会」を定期的で開催し、グループコンプライアンス・プログラムの進捗状況などのモニタリングや、コンプライアンス違反の疑いのある事案の報告を受け協議し、重要な事案については取締役会に報告しています。

また、当社グループでは、全取締役を含めた役員に向けて、コンプライアンスやマナー・ローンダリングなどのリスクに関するセミナーや勉強会を継続的に開催しています。



腐敗防止に関する取組み

当社グループは、「贈収賄等防止基本方針」のなかで業務の健全性・適切性を維持し、持続可能な社会の発展に貢献するために高い倫理観に基づく公正な取引を推進しています。社会における自由で透明性の高い競争を確保するため、グループコンプライアンス統括部担当役員を贈収賄等防止に関する責任者とし、贈収賄や腐敗行為を一切禁止することを定め、贈収賄や腐敗行為防止に取り組んでいます。

当社グループは、官民間問わず、職務や権限の不正な行使や不作為の請託の意図をもって、不適切な利益（金銭、物品、サービス、接待、親族などの採用などを含む有形・無形の一切の有価物）の提供およびその提供を約束する行為ならびに提供者の便宜を図る目的での不適切な利益の享受およびその

提供を請求する行為を一切禁止しています。

また、当社グループでは、「贈収賄等防止基本方針」を全社員に周知し、遵守を徹底すべく勉強会を実施しています。内部通報制度を整備し、贈収賄などに関する法令や規程の違反、またはその懸念ある行為を発見した場合には、社内窓口、ならびに定められた社外窓口に通報できるようにし、その通報などをもって不利益な扱いを受けることがないようにしています。

こうした取組みにより、2025年度における腐敗行為での懲戒処分、解雇ともにありませんでした。また、罰金・和解のための経費も発生していません。

内部通報制度

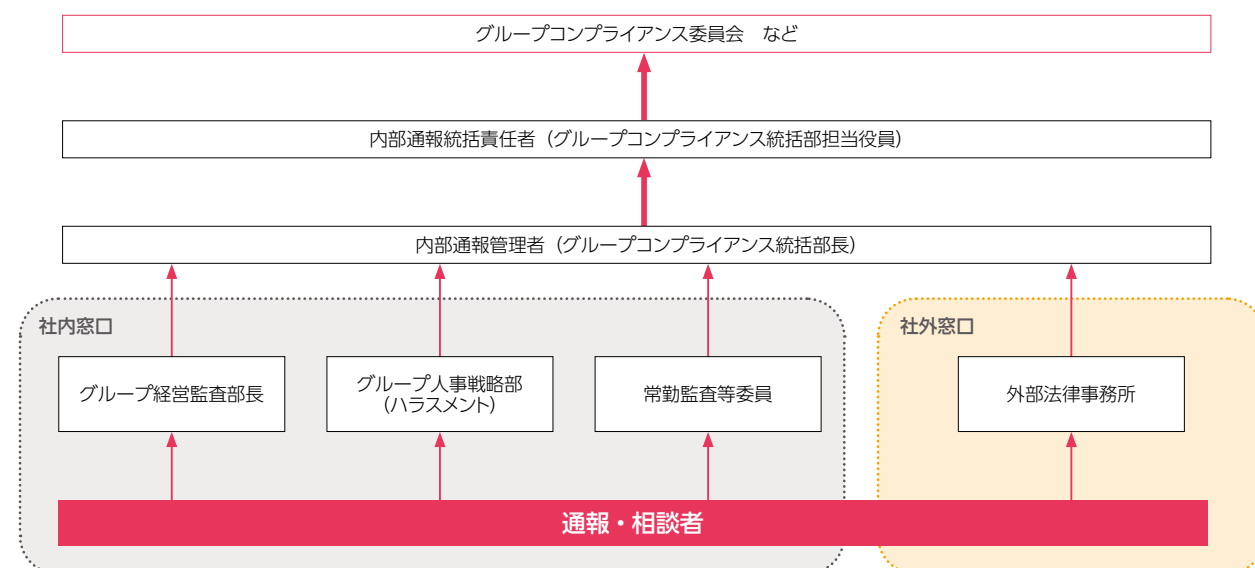
当社グループは、「公益通報者保護法」に基づき、当社グループの社会的責任と公共的使命を認識し、法令やルールの厳格な遵守を実践するための職場環境の整備と、「不正」、「法令違反行為」、「社会規範・企業倫理に反する行為」、「贈収賄等」などの未然防止や早期発見ならびに是正を図るため、内部通報窓口を設けています。内部通報窓口は社内窓口だけでなく、外部の弁護士による通報・相談窓口を設置するなど、さまざまな窓口を設置し、グループ内の全社員（出向者、嘱託、派遣社員含む）がコンプライアンスに関する問題を直接通報・相談できる態勢を整えています。

内部通報窓口では通報者保護のため匿名でも受け付け、通報対応業務従事者が厳格な情報管理のもと、通報者が特定さ

れないよう調査を行い、通報者が探索されたり、通報したことを理由にいかなる不利益な扱いを受けることがないよう徹底しています。

通報を受け付けた場合、内容に応じて事実関係の調査を行い、調査結果に応じ必要な是正措置および再発防止策を講じ、被通報者などの信用、名誉およびプライバシーなどに配慮し、必要な範囲内で通報者へフィードバックしています。なお、調査結果は社外窓口として弁護士が関与した場合などは、当該弁護士にも報告することとしています。

また、ポスターの掲示、全社員向けの勉強会の実施などにより、通報者の保護を含め内部通報制度の高度化と周知に努めています。



コンプライアンスの取り組み

利益相反管理

当社グループは、「利益相反管理基本方針」に基づき、当社グループとお客さまとの間または当社グループのお客さま相互の間における取引によってお客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に管理するため、グループコンプライアンス統括部を利益相反管理統括部署と定め、グループ全体の利益相反取引について一元管理しています。

「利益相反取引」とは、当社グループとお客さま、またはお客さま相互間で利害が対立する取引、当社グループとお客さま、またはお客さま相互間で相互に競合する利害を有する取引、当社グループがお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社グループまたは他のお客さまが行う取引において、お客さまの利益が不当に害される取引をいいます。

顧客保護への取り組み

当社グループでは、お客さま保護を経営上の重要課題と位置づけ、グループ各社のお客さまの利益の保護ならびに利便性向上を図るため、「顧客保護等管理基本方針」に基づき適切な管理を実施しています。

また、グループ全体の顧客保護等管理統括部署をグループコンプライアンス統括部と定め、お客さま保護の重要性についてグループ各社に周知徹底するとともに、グループ各社の取り扱う業務の品質については常に検証のうえ、改善に向けた不断の取り組みを行うほか、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けた継続的な取り組みを行っています。

グループ全体に影響を及ぼす可能性のある重大な苦情やお客さまの利益の侵害懸念事案は、グループコンプライアンス統括部がグループ各社から報告・協議を受け、グループ全体として適切に対応します。

あいち銀行での取り組み

あいち銀行では、お客さまからのご意見やご要望、ご相談、苦情を真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応するため、専門の統括部署を設置しています。統括部署では、お客さまの声を一元的に集約・分析し、関係部署に対して、速やかな解決に向けた具体的な指示・指導、再発防止策の検討および実行を徹底しています。苦情の原因分析や改善策などの対応状況は、透明性を確保し、継続的な改善を促進するため、定期的にコンプライアンス委員会にて報告し、顧客対応の改善に向けて継続的に取り組んでいます。

金融ADR制度への対応

あいち銀行では、お客さまからの苦情・相談などに対し、迅速・公平かつ適切な対応を行うべく、銀行法上の指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会との間で「手続実施基本契約」を締結しています。公平・中立な立場で解決を支援する全国銀行協会相談室が介入することにより、客観的かつ専門的な見地から解決を図ることが可能です。

お客さまからいただいたご相談・苦情は、サービス改善のための貴重な機会と捉え、原因の究明と再発防止に努めています。

連絡先

一般社団法人 全国銀行協会相談室
電話 0570-017109 または 03-5252-3772

個人情報・特定個人情報等の保護に関する取り組み

当社グループでは、お客さまの個人情報等ならびに当社グループの業務上の取引に関連して取得するお客さまの個人情報の取扱いについて、適切な保護と利用に関する「個人情報保護宣言」を定め、全社員に周知を図り、個人情報保護に努めています。

また、お客さまの特定個人情報等を適切に取り扱うことが当社グループの社会的責務であると認識し、「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定め、公表するとともに、全社員がこれを遵守し、特定個人情報等の保護に努めています。

個人情報等に関する詳細な取り組みについては、当社グループHPをご覧ください。

- ・個人情報保護宣言 <https://www.aichi-fg.co.jp/privacy/policy/>
- ・特定個人情報等の取扱いに関する基本方針 https://www.aichi-fg.co.jp/privacy/basic_policy/
- ・個人データおよび法人情報に関するグループ共同利用について <https://www.aichi-fg.co.jp/privacy/share/>

反社会的勢力との関係遮断

当社グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然として対応し、関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、グループ全体としてこれを遵守しています。

基本方針の主管部はグループコンプライアンス統括部と定め、グループ各社における反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、基本方針に沿って適切に対応します。

グループ各社の統括部門は警察、弁護士などと連携して反社会的勢力との関係遮断を図っています。

金融犯罪被害防止の取り組み

取引モニタリングの強化

あいち銀行では、近年全国的にSNS型投資・ロマンス詐欺などの深刻な被害や、詐欺の被害金に係るマネー・ローンダリングに、実体が不透明な法人口座やインターネットバンキングが悪用されていることから、金融庁の「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」などに則り、取引モニタリングシステムを使用した取引監視を一層強化し、被害の未然防止および早期発見に努めています。

金融犯罪に係る情報提供に関する協定の締結

あいち銀行では、2025年2月に、愛知県警察および名古屋銀行と「金融犯罪に係る情報提供に関する協定」を締結し、金融犯罪の被害拡大防止に向け、連携した取り組みを行っています。

コンプライアンスの取組み

マネー・ローンダリング等防止の取組み

当社グループは、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁への対応を国際社会の要請に基づく重要な経営課題と位置づけ、金融システムの健全性維持のために、グループ横断的な管理態勢のもと、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止基本方針」を定めています。また、「グループコンプライアンス・プログラム」の取組項目に「AML/CFT態勢の高度化」を設け、グループ横断的にマネー・ローンダリング等の防止に取り組んでいます。

当社グループは、適切なマネー・ローンダリング等防止の実践にあたり、グループコンプライアンス統括部担当役員をマネー・ローンダリング等防止に関する責任者として選任しています。また、グループコンプライアンス統括部を管理統括部署とし、グループ各社で発生する重要リスクなどについて一元的に管理しています。

具体的な取組み

・最新のリスク評価に基づくリスク低減

マネー・ローンダリング等のリスクについて年次で全社的評価を実施し、リスクの調査および分析結果を記載した当社グループの「リスク評価書」を作成し、リスクベース・アプローチに基づく実効的なリスク低減措置および顧客管理措置を実施しています。また、定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生などに際し、必要に応じて見直しを行っています。

・有効性検証

あいち銀行では、犯罪収益移転防止法などの関係法令や、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に加え、2025年3月金融庁公表の「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」などに則り、コンプライアンス・プログラムにて「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止と反社会的勢力との関係遮断」を最重点項目として定め、「マネロン等対策の有効性検証に係る実施計画」に従い、マネー・ローンダリング等の対策の有効性検証を実施し、リスク管理態勢を強化する取組みを行っています。

・全社員の啓発

マネー・ローンダリング等防止の実効性確保のため、マネー・ローンダリング等対策に関する研修と指導を定期的に開催して、全社員の理解度を深める取組みを行っています。また、金融犯罪の事例を発信して、全社員の金融犯罪に対する意識向上と対応能力強化を図っています。

内部監査体制

内部監査の役割

当社グループは、取締役会直轄の組織として執行部門から独立し、グループ全体の内部監査を実施するためグループ経営監査部を設置しています。内部監査の目的は組織体の価値を高めて保全することであり、グループ経営監査部は、健全かつ適切な業務運営を確保し、内部統制を機能させることで、当社グループにおける経営目標の達成を支援しています。主に、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメント、コントロールに関する業務の執行状況や組織態勢について検証・評価してお

り、倫理・行動憲章についての遵守状況も確認しています。取締役会では、グループの内部監査基本方針を含む内部監査規程を定めたうえで年度毎に内部監査計画を承認しています。グループ経営監査部は承認を受けた規程や計画に基づいて、グループにおける管理体制の整備・運用状況に問題はないか、事故・不正・誤謬などを未然に防止するプロセスが構築されており不測の事態に対する備えは適切であるかについて評価します。

内部監査の実施

本部・グループ会社に対する監査については、はじめに個別計画を策定し内部監査の実施目的・監査範囲・実施時期・資源配分などをグループ経営監査部において協議のうえで決定しています。個別計画の策定に際しては、内部監査の対象となる拠点やテーマについて予備調査を行っています。事前にデータ・資料などの確認やモニタリングによる情報収集を行い、対象拠点やテーマに関係するリスクの所在を可能な限り特定することで、監査の全体像を把握するとともに、監査項目における範囲・深度などを検証し定めます。

営業店に対する監査については、基本的にあいち銀行における監査として実施しています。予備調査を行ったうえで、ルールや諸手続き変更時には監査内容を随時見直しており、第1線である営業現場での不正・不祥事などの未然防止に向けた牽制効果を高めるためすべての監査を抜き打ちにより実施しています。

本調査は、予備調査を踏まえて策定し、グループ経営監査部長が承認した個別計画に基づき実施します。本調査では主に以下の内容を検証します。

- ①業務の適正性確保と不祥事発生の未然防止のための内部統制の構築・運用および組織体への定着化
- ②日常的な業務活動や周囲の環境変化などにおいて発生が懸念される経営リスクに対する体制整備
- ③グループ内における会社間・部署間・係間の連携および各拠点での業務遂行に係る役席者の管理状況
- ④情報システムの安全性・準拠性の整備状況と有効性・効率性の確保ならびにシステム戦略の有効性

これらの検証活動を通して、(1)組織内の不正・不祥事に対する牽制や不適切な事象を早期に発見することでリスクの顕在化が未然に防止されているか、(2)規程やマニュアルなどに沿った業務運用により組織内のコントロールが適切に機能し業務の有効性・効率性が保たれ働きやすい職場環境につながっているか、(3)グループの経営目標達成に向けた業務が遂行され組織の管理体制の強化・改善につながっているかについて評価

しています。その評価結果については、全取締役および監査等委員会へ内部監査報告書で報告するとともに、監査対象拠点や関連部署ならびにグループ各社に対して改善提言を行っています。

また、その後の改善策・改善状況のフォローアップを実施し、施策の有効性や浸透状況について確認しています。

内部監査部門の独立性と品質向上・高度化への対応

内部監査部門においては、グループの発展に係る重要な役割を担っていくため、組織上独立して公正不偏な職務・職責を果たしていくうえでの実効性を確保する必要があります。グループ経営監査部では、監査を実施するための記録・人・財産などへのアクセス権と2系統の報告経路（デュアルレポーティングライン）を保持することや、他部門などからの不必要な干渉・制約を受けないことなどの内容を規定化したうえで取締役会の承認を得ることにより、内部監査部門における独立性の確保を実現しています。

グループ経営監査部では、実施した内部監査による監査結果や改善提案が、監査対象やその関係拠点において信頼し受け入れられ、経営陣の期待にも応えつつ、内部監査の実効性

を維持・向上させる必要があることから、内部監査が一定の水準以上で実施されているかを検証することで、その有効性について内部評価を行っています。内部評価は、内部監査部門の管理業務にモニタリング機能を体系的に組み込み、継続的に品質評価・改善活動を行う「継続的モニタリング」と、監査業務終了後に業務参加者以外の者が国際基準などへの適合性を判断して内部レビューを行う「定期的レビュー」の2つの方法で行っており、その結果については取締役会へ報告しています。また、内部監査に関する各種資格の取得推進や外部講習の受講などにより人材の育成を図り、専門的知識を要する分野については外部機関を活用するなど、内部監査の品質向上と高度化に向けて適時適切な対応を行っています。

